

水土里情報システム運用管理利用基準

香川県水土里情報利活用促進協議会

水土里情報システム運用管理利用基準

第1章 総則

1. 目的

この水土里情報システム運用管理利用基準は、水土里情報システム運用管理規程（以下、「規程」という。）に基づき、水土里情報システムの運用管理及び利用に必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

この基準における用語の定義は、規程に定める定義のほか、以下の定めによるものとする。

- (1) 利用者とは、県土連が本システム及び本データの利用について承諾した利用機関に所属する職員で、各利用機関が定める者とする。

3. 基本要件

本システム及び本データの運用管理及び利用における基本要件は、以下の定めによるものとする。

3-1 機密保持

利用機関は、県土連より提供を受ける本データについて、ネットワークまたは電子媒体による利用機関外への流出の防止を図るものとする。また、利用機関が自ら出力し、電子媒体または紙媒体に記録したデータについても、利用機関の責任において管理するものとする。

4. 著作権等

水土里情報における著作権等の権利については、以下の定めによるものとする。

- (1) 本システム及び本データの著作権及び工業所有権等の知的財産権その他の権利、権限は、県土連または県土連が許諾を得ている第三者が有し、利用機関に移転されないものとする。ただし、利用機関が GIS システム等を利用して自らが登録、あるいは、県土連に委託して登録された利用機関のデータについてはこの限りではない。
- (2) 利用機関が元資料を貸与した県及び市町等にあつては、その元資料から作成されたデータに限り、自らの責任において第三者に配布できるものとする。
- (3) 印刷物、複製物及び二次著作権等については、利用機関と県土連で協議の上、決定するものとする。

第2章 利用

5. 利用手続き

本データを利用しようとする利用機関の手続きは、以下の定めによるものとする。

5-1 利用申請

本データを利用しようとする利用機関は、以下に定める項目を明示して県土連会長あてに書面を提出するものとする。【様式-1】

- (1) 利用機関名
- (2) 利用機関責任者
- (3) 利用する本データの利用目的
- (4) 利用する本データの利用範囲
- (5) 利用する本データの種類及びデータ種別
- (6) 利用する本データの使用方法
- (7) 利用する本データを第三者に委託して作業する場合は、その作業機関の名称、代表者名、所在地、責任者名

5-2 使用許諾

提供を受ける本データのうち、県土連以外の者が権利を所有し、県土連が前もって許諾を受けていないものについては、利用機関において当該本データの権利者に使用許諾を受けた後、利用申請を行うものとする。なお、その場合は、使用許諾を示す書面の写しを添付して申請を行うものとする。

5-3 利用申請以外での利用

利用機関は、提供を受けた本データを5-1の利用申請に係る利用目的以外の目的で利用する場合は、事前に書面により県土連へ申請し、承認を得るものとする。【様式-3】

5-4 提供

県土連は、上記5-1及び5-3による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適切であると判断した場合は、その旨利用申請者に文書で通知するものとする。【様式-2、様式-4】

なお、併せて、提供に必要な経費について利用申請者に見積書を通知するものとする。

5-5 利用期間

利用期間については、使用承諾において別途定めるものとする。

5-6 利用の解除

県土連は、利用機関が以下に定める事由のいずれかに違反すると判断した場合、利用を解除することができるものとする。

- (1) 通知内容に虚偽記入があった場合
- (2) 利用範囲や使用方法等の違反について、県土連の違反の是正要請後においても、是正されない場合

6. 利用機関の義務

本システム及び本データの利用にあたり利用機関が負う義務については、以下のとおりとする。

6-1 自己責任の原則

(1) 利用機関は、本データの利用にあたって、以下に定める全ての事項に同意するものとする。

- 利用機関は、この基準の全事項を承諾し、遵守するものとする。
- 利用機関は、利用者による本データの利用を利用機関自らの利用とみなされることを承諾し、係る利用につき一切の責任を負うものとする。
- 本データに格納されている情報は、現存するままの状態を提供されるものであり、民法上の瑕疵担保責任を含むいかなる明示または黙示の保証責任も適用されないものとする。
- 本システムを動作させること及び本データを入力することに起因して、利用機関が所有するソフトウェア、データ等が破壊されるなど、利用機関が被った損害については、利用機関が自らの責任において処理するものとする。
- 本データの利用、または利用不能によって発生する損害及び本データに含まれる情報に関して発生する損害に対する責任は、いかなる場合においても県土連は負わないものとする。

(2) 利用機関は、利用者が故意または過失により県土連に損害を与えた場合、県土連に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

6-2 禁止事項

(1) 利用機関は、本システム及び本データの利用に関して、以下に定める行為を行わないものとする。

- 県土連または第三者の著作権、工業所有権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、もしくはその恐れのある行為。
- 利用機関が入居する建物内以外及び利用機関が管轄する地域以外の場所で利用する行為。ただし、デモンストレーションは除く。
- 本データにより利用しうる情報を業務目的以外で改ざんまたは消去する行為。
- 第三者に本データを利用させる行為。
- 本データに登録されている情報等について、業務以外の目的で利用、他者に開示、提供、または販売目的のために他の製品と合わせて配布、あるいは対価を得て販売する行為。

(2) 利用機関は、(1)に定める行為のいずれかに該当する行為がなされた場合、または該当する行為がなされる恐れがあると判断する場合は、直ちに県土連に報告するものとする。

- (3) 県土連は、本データの利用に関して、利用者の行為が(1)に定める行為のいずれかに該当するものであることを確認した場合は、利用機関に対して、本データの返還を求めることができるものとする。

第3章 運用管理

7. 県土連の義務

本データの利用における県土連が負う義務については、以下の定めによるものとする。

- (1) 県土連は、本データを常時適正に管理し、利用機関からの申請に迅速に対応するものとする。
- (2) 県土連は、利用機関から利用に関する問い合わせがあった場合は適切かつ迅速に対応するものとする。

8. データ運用

- (1) 県土連は、利用機関から本データの提供を受け、データの管理を行い、データの有効利用に努めるものとする。
- (2) 県土連は、本データを最新の状態に維持するものとする。
- (3) 利用機関は、本データの最新データを県土連に提供し、データの有効活用に努めるものとする。

9. データ提供に必要な経費

本データを提供するのに必要な作業経費は、その作業内容等を考慮の上、別途県土連が定めるものとする。

10. 損害賠償等

県土連は、本システム及び本データの利用により利用機関に生じた損害等について、責任を負わないものとする。

11. 協議

- (1) この基準に定めのない事項及び定められた項目について疑義が生じた場合は、県土連及び利用機関は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとする。
- (2) (1)の協議事項が他の利用機関に影響を及ぼす場合は、香川県水土里情報活用促進協議会で検討の上、決定するものとする。

12. 遵守

利用機関及び県土連は、水土里情報システムの適切な運用管理のため、規程並びにこの基準を遵守するものとする。

附 則

この基準は、平成 24 年 2 月 6 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 29 日）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

【様式-1】

水土里情報データ利用申請書

発 番
平成 年 月 日

香川県土地改良事業団体連合会会長 殿

利 用 機 関 名
代 表 者 名 ⑩

水土里情報システム運用管理規程、水土里情報システム運用管理利用基準を遵守し、以下のとおり水土里情報データを利用したいので申請します。

記

利用機関名		
利用機関責任者名		
申請する水土里情報データの 種類及びデータ種別		
水土里情報データの利用目的		
水土里情報データの利用範囲 (地域のわかるもの)		
水土里情報データの使用方法		
委託 作業 機関	名称	
	代表者名	
	所在地	
	責任者名	

【様式-2】

香土連 発第 号
平成 年 月 日

利用機関代表者 殿

香川県土地改良事業団体連合会
会 長 名

水土里情報データの提供について（回答）

平成 年 月 日付け 発 番 で利用申請のあったことについては、下記により水土里情報データを提供します。

記

1. 提供する水土里情報データの種類及び種別

2. 提供する水土里情報データの利用目的

3. 提供する水土里情報データの利用範囲

4. その他

(印刷物等の場合)

平成 年 月 日付け 発 番 で利用申請書に記載された内容に限って利用を承認します。

(生データの場合)

平成 年 月 日付け 発 番 で利用申請書に記載された内容に限って、平成 年 月 日までの利用を承認します。それ以降については再度申請して下さい。

【様式-3】

水土里情報データ利用変更申請書

発 番
平成 年 月 日

香川県土地改良事業団体連合会会長 殿

利 用 機 関 名
代 表 者 名 ⑩

月 日付提供のあった水土里情報データについて、以下のとおり利用目的及び使用方法を変更したいので申請します。

記

利用機関名		
利用機関責任者名		
申請する水土里情報データの 種類及びデータ種別	前回申請のとおり	
水土里情報データの利用目的 (変更)		
水土里情報データの利用範囲 (地域のわかるもの)	前回申請のとおり	
水土里情報データの使用方法 (変更)		
委託 作業 機関	名称	
	代表者名	
	所在地	
	責任者名	

【様式-4】

香土連 発第 号
平成 年 月 日

利用機関代表者 殿

香川県土地改良事業団体連合会
会 長 名

水土里情報データの利用変更について（回答）

平成 年 月 日付け 発 番 で利用変更申請のあったことについては、下記のとおり承諾
します。

記

1. 水土里情報データの種類及び種別
2. 変更後の水土里情報データの利用目的
3. 水土里情報データの利用範囲
4. 変更後の水土里情報データの使用方法